

【誤りやすい事例 ⑭ - 申告書第 14 表関係 - 】 被相続人が亡くなる前 3 年以内の贈与財産

私（国税一郎）は、父（国税太郎）の死亡に伴い財産を相続しましたが、父が亡くなる前年に200万円、前々年に100万円の現金の贈与を父から受けていました。

なお、前年に贈与を受けた200万円については、贈与税の申告をしています。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・
特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人 国税 太郎

第14表 (令和2年4月分以降用)

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人(注)が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。
(注) 被相続人から租税特別措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額及び同法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人(その人が被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している場合を除きます。)は除きます。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細			数量	①価額	②①の価額のうち特定贈与財産の価額	③相続税の課税価格に加算される価額(①-②)
			種類	細目	所在場所等				
1	国税 一郎	□ 2.16	現金 預貯金	現金	〇〇市〇〇町 1丁目1番1号		2,000,000		2,000,000
2							
3							
4							
贈与を受けた人ごとの③欄の合計額			氏名 (各人の合計) 国税 一郎						
			④金額				2,000,000	2,000,000	

誤

父が亡くなる前年に贈与を受けた現金200万円を第14表に記入しました。

なお、前々年に贈与を受けた現金100万円は、贈与税の基礎控除額(110万円)以下で贈与税の申告が不要だったので、第14表に記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・
特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人 国税 太郎

第14表 (令和2年4月分以降用)

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人(注)が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。
(注) 被相続人から租税特別措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額及び同法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人(その人が被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している場合を除きます。)は除きます。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細			数量	①価額	②①の価額のうち特定贈与財産の価額	③相続税の課税価格に加算される価額(①-②)
			種類	細目	所在場所等				
1	国税 一郎	□ 2.16	現金 預貯金	現金	〇〇市〇〇町 1丁目1番1号		2,000,000		2,000,000
2	..	■ 1.25		1,000,000		1,000,000
3							
4							
贈与を受けた人ごとの③欄の合計額			氏名 (各人の合計) 国税 一郎						
			④金額				3,000,000	3,000,000	

正

贈与税の基礎控除額以下の贈与であっても、被相続人(父)が亡くなる前3年以内に財産の贈与を受けている場合には、第14表に記入します。

(注) 贈与税が非課税となる財産については、記入する必要はありません。

○ 相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産

相続などにより財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前3年以内に贈与を受けた財産があるときには、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産(贈与のときの価額)を加算します(注)。

(注) 被相続人から生前に贈与された財産のうち相続開始前3年以内に贈与されたもので、贈与税の非課税財産に当たらない場合には、贈与税が課されていたかどうかに関係なく加算します。

したがって、贈与税の基礎控除額(110万円)以下の贈与財産や死亡した年の贈与財産の価額も加算することになります。

なお、贈与税が課されている場合には、その人の相続税額からその贈与税額を控除します。